

国連安保理決議 1325 号(女性・平和・安全保障)にもとづく日本国内行動計画の策定に対する沖縄からの要望。

2014年2月28日

国内行動計画策定の基本的な考え方について：

1. 1325 行動計画の策定にあたり、日本の基本姿勢をどう確認するのか。

- 1) 先進国として、紛争当事国への開発援助、女性の参加・登用など、日本が支援、救援の行使国としての立場に立った行動計画策定。

日本は現在武力紛争状態にはない。その意味で、「武力紛争下の暴力防止」に関しては当該者ではない。それ故に、1325 の行動計画は、「日本政府の紛争予防、平和構築、女性のエンパワメント等の分野での様々な支援、国際協力活動（PKO）への参加等に関する政策や取組を「安全保障とジェンダー」の観点から捉え直し、既存の政策や取組を補強する」ことを中心になされると、『女性・平和・安全保障に関する行動計画案（第1稿）の序文4.「行動計画に関する基本的な考え方」、5「行動計画の目標と構成』』とある。

- 2) 日本は、紛争当事国ではない。しかし、過去においても、現在も、二国間或いは他諸国と関わる課題が国内問題として重く存在する。それらの課題を直視することは、1325 の精神を実現することになる。

日本には戦後 68 年にわたって外国軍隊が駐留し、それによってもたらされる女性への暴力が、特に沖縄においては、恒常的、長期的に起きている。この状況を精査して、1325 行動計画に位置づける。（国の安全・平和維持を目的に駐留する外国軍による暴力は、紛争下における女性への暴力の問題に準じて、その視点から検証されることが必要である。）

2. 二国間の条約、協約はジェンダーの視点から検証することが求められる。

二国間協定(日米地位協定)の不平等性が放置されていることによって、暴力防止の対応策が妨げられている。在日米軍の長期駐留がもたらす女性、子どもへの暴力、人権侵害に対して、さらにその駐留が特定地域(沖縄)に集中して存在するため生じる地域社会、女性、子どもへの人権侵害事案、性暴力犯罪が慢性的に生じている。この国内行動計画策定は、二国間の条約、協約との整合性を図るよう求めたい。

3. 当該政府の責任と義務

国内行動計画を策定する国、政府が自国の軍隊、平和部隊、文民を紛争後の救援、紛争後の回復支援へ派遣する際には、ジェンダー暴力の防止教育、訓練を行うことは最重点課題である。これは日本が派遣国となる場合は当然のことだが、米軍を受け入れ側として、派遣国(米国)に対しても同様な施策の実施を確認することが必要である。

○ 北京行動綱領 「女性の人権」233の(h)

(h) 国連平和維持活動に任命された者を含む国家安全保障隊及び軍隊の隊員のために、すべての国において人権及び国際人道法教育を日常的かつ継続的に促進し、任務中も非番の時もつねに女性の人権を尊重すべきであり、女性と子どもの保護に関する規則、及び武力紛争下における人権の保護に特別な注意を払うべきであるという事実を彼らに思い起こさせて、その事実に対する彼らの感受性を高めること。

○ 国連人権委員会によって任命された女性に対する暴力に関する特別報告者ヤキン・エルトゥルク (Yakin Ertürk) 氏の国連総会への報告書「女性の人権とジェンダーの視点の統合=女性に対する暴力を撤廃する手段としての「法律の相応な配慮 (due diligence)」¹基準。女性に対する暴力、原因と影響に関する特別報告者ヤキン・エルトゥルク報告書 E/CN.4/2006/61 2006年1月20日

(パラグラフ99)

「最後に、重要なことだが、国家または国際機関が軍隊、平和維持軍、警察部隊を海外に派遣する際には、これらの人員が性暴力を犯さないように相応な注意 (due diligence) を払わなければならない。受入国には対応能力がないかもしれないので、このような人員を送り出す国や機関の当局は、性暴力の防止や起こった際の対応のために必要な法律を定めたり、手段を講じたりする必要がある。」

4. 提供施設から派遣された部隊による女性、子どもへの暴力の問題。

在日米軍は、日米安全保障条約の下にあって、日本及びアジア地域の安全・平和のために駐留する存在である。日本に駐留する軍隊が在日基地から海外の紛争地へも派遣されている。たとえば2003年のイラクで多くの市民、女性が犠牲となったフールージャ攻撃には沖縄駐留海兵隊が3分の2を構成していたといわれる。すなわち、日米地位協定に基づき提供している施設が、他の紛争に介入し、当該地で女性への暴力を行使している問題については、日本は1325の精神から在日米軍へ関与を求められる。

5. 全米軍内における性暴力体質と軍隊制度からの影響

現在、全米軍内における性暴力が多くの特発によって顕在化している。軍隊内部のジェンダー暴力が放置、軽視されてきた状態は、派遣される部隊によって行使される暴力を防止することはむつかしさを示している。派遣国の問題であり、責任を明確にすると同時に、明確な法的措置と被害者への救援策を構築することが必要である。

最近明らかになった在日米軍内部の性暴力犯罪の問題は、軍組織及び制度上も性暴力に対して降格、除隊などの軽微な処置、処分で隠蔽していたことである。兵士間の犯罪以外に民間人、すなわち地域住民への性暴力事件も多数含まれているがその事実は未報告

¹ Due diligence は法律用語では主に「相当な注意」(reasonable diligence) と訳されている。

であり、2国間の問題として、暴力防止、被害者への救済、制度の見直しが求められる。

6. 脱軍事主義への平和構築にジェンダー視点を

軍隊内部に恒常的にある性暴力とそれを隠蔽する体質は軍事主義に依拠する社会全体の反映であると同時に、軍隊組織が構造的暴力であることを明示している。1325の精神は、武力紛争の後処理に留まらず、軍事力優先、武器保有の状況から明確に軍事力の削減へ、脱軍事優先へと国際社会がシフトしていくとであると考え。平和構築へのジェンダーの視点を置くことは、軍事主義の一側面を女性がソフトに担う事ではなく、軍隊の駐留規模の削減を含め、具体的に脱軍事化社会の建設へ女性の参与をめざすものである。

要請まとめ：

基地・軍隊を許さない行動する女たちの会

安保理決議1325号 学習会